

○鑑識鑑定官指定制度実施要綱

平成12年 1 月12日

埼例規第1号・鑑

警察本部長

鑑識鑑定官指定制度実施要綱の制定について

この度、指紋、足こん跡及び写真の照合並びに鑑定に従事する職員のプロフェッショナル化を推進し、公判に耐え得るち密な鑑定を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成12年1月20日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鑑識鑑定官指定制度実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、指紋（掌紋を含む。以下同じ。）、足こん跡、写真及び画像の鑑定官（以下「鑑識鑑定官」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和5年第3351号〕

第2 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、指紋、足こん跡、写真及び画像に関し、それぞれ主任鑑定官及び鑑定官とする。

一部改正〔令和5年第3351号〕

第3 鑑識鑑定官の任務

指紋、足こん跡及び写真の鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）から、画像の鑑識鑑定官は、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）から、それぞれ命を受け、次の任務に当たるものとする。

- (1) 指紋、足こん跡、写真及び画像の対照及び鑑定（以下「鑑定等」という。）を行い、その鑑定書を作成すること。この場合において、当該鑑定等は、主任鑑定官にあっては主に特異重要な事件に係るもの、鑑定官にあっては主に特異重要事件以外の事件に係るものとする。
- (2) 前記(1)において自らが作成した鑑定書に関し、公判廷での対応を行うこと。
- (3) 鑑定等の知識・技術に関する指導教養を行うこと。

一部改正〔令和5年第3351号〕

第4 鑑識鑑定官の指定等

1 鑑識鑑定官の指定

- (1) 鑑識鑑定官の指定は、指紋、足こん跡及び写真の鑑識鑑定官にあっては鑑識課長、画像の鑑識鑑定官にあっては刑事総務課長の推薦に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）がその種別ごとに行うものとする。
- (2) 前記(1)の推薦は、刑事部鑑識課及び同部刑事総務課に勤務する事務職員又は技術職員たる職員のうちから、次に掲げる鑑識鑑定官の種別に応じた選考基準を満たす者を適任者としてそれぞれ選考し、本部長に対して行うものとする。

ア 主任鑑定官

- (7) 鑑定官（指紋、足こん跡、写真又は画像のうちの一に係るものに限る。）としての経験が通算5年以上の者
- (4) 警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術専攻科又はこれと同等の専科を修了し、卓越した鑑定技術を有する者

イ 鑑定官

- (7) 鑑定等（指紋、足こん跡、写真又は画像のうちの一に限る。）を通算して5年以上経験している者
 - (4) 警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員現任科又はこれと同等の専科を修了し、高度な鑑定技術を有している者
- (3) 本部長は、鑑識鑑定官を指定したときは、鑑識課長又は刑事総務課長を経て当該職員に通知するものとする。

2 鑑識鑑定官の指定の解除

- (1) 鑑識課長又は刑事総務課長は、鑑識鑑定官が長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めるときは、その旨を本部長に報告するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の報告を受けたときは、当該鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。
- (3) 鑑識鑑定官は、前記(1)及び(2)によるほか、人事異動等により配置換となった場合及び退職等した場合は、当該鑑識鑑定官の指定を解除したものとみなす。ただし、人事異動等により配置換となった職員にあつては、引き続き第3(2)の任務に当たるものとする。

一部改正〔平成19年第873号、令和4年第452号、令和5年第3351号〕

第5 鑑識課長及び刑事総務課長の責務

鑑識課長及び刑事総務課長は、鑑識鑑定官の鑑定等の知識・技術の向上、鑑識鑑定官に対する公判廷での対応に関する指導教養等に努めるものとする。

一部改正〔令和5年第3351号〕

第6 鑑識鑑定官の配意事項

鑑識鑑定官は、鑑定等に関して常に研究し、その知識・技術の向上に努めなければならない。

実施日

この例規通達は、平成12年1月20日から実施する。

実施日（平成19年3月30日務第873号）

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

実施日（令和4年2月21日務第452号）

この通達は、令和4年2月21日から実施する。

実施日（令和5年12月1日刑総第3351号）

この通達は、令和5年12月1日から実施する。